

磐田市再発防止対策検証委員会条例

(設置)

第1条 磐田市は、平成31年2月の公契約関係競売入札妨害事件（以下「事件」という。）を受け、本市が行う事件の原因究明及び再発防止対策について、客観的な評価及び検証を行うとともに、再発防止対策をより効果的なものとするため、磐田市再発防止対策検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市が行う事件の原因究明及び再発防止対策について、次に掲げる事務を行う。

- (1) 原因究明及び再発防止対策の評価及び検証に関すること。
- (2) 原因究明及び再発防止対策に対する意見、提案及び助言に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3名をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、前条に規定する事務が終了する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(説明又は意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

2 前項の報酬は、出席の日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第8条 委員が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の種類及び額は、磐田市職員等の旅費に関する条例（平成17年磐田市条例第57号。以下「旅費条例」という。）の規定による旅費の種類及び額とする。

(支給方法)

第9条 この条例に規定するもののほか、委員に対する報酬及び費用弁償の支給方法については、磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）及び旅費条例の規定を準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例施行後最初に行われる委員会の会議の招集)

2 この条例の施行後最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。